

平成 23 年度 第 4 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 6 月 10 日（金）17 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

今週火曜日、水曜日と「税制調査会」を開催し、社会保障と税の一体改革について審議を行いました。その際、審議すべき議題として「1. 社会保障改革案において示された社会保障の安定財源確保の基本的枠組みに関する議論」及び「2. 主要税目の改革の基本的方向性の整理」の 2 つを提示したところでございます。

この 2 日間の審議の中で、委員から論点整理をすべきとの御意見が強かったこと、また、限られた時間の中でそれぞれの議題について円滑に議論の集約を図っていく必要があることから、昨日「企画委員会」を開き、論点整理を行いました。

本日は、その論点整理に基づいて議論のポイントを明確にした上で、意見の集約に向けた審議を行いたいと考えております。

それでは、議事に入ります。カメラの御退場をお願いします。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

討議に先立ちまして、資料について御説明いたします。御手元に論点整理に関する 2 種類の資料がございます。

一つは、昨日の「企画委員会」でまとめられました「税制抜本改革に係る論点整理」でございます。

もう一つは、この論点整理資料の別添として論点の柱立てごとに、今回の審議において、これまで各委員から出されました御意見を整理した資料でございます。

こうした委員からの意見も踏まえながら、社会保障改革案に関する税調としての意見集約をしてまいりたいと考えております。

こちらについて記載内容に過不足等があれば、適宜御連絡いただければと存じます。

それでは、昨日の「企画委員会」でまとめられました論点整理のための資料について御説明いたします。「税制抜本改革に係る論点整理」と題する資料を御覧ください。

1 ページでは、各主要税目の論点の一覧を整理いたしました。個人所得課税、法人課税、消費税以外の消費課税、資産課税、地方税制については、これまでの 22 年度、23 年度大綱を踏まえた論点を記載しております。

また、消費税については、今回の議論において委員から提出された論点をまと

めてみました。

2 ページ以降は、それぞれの税目ごとに論点についての整理の方向案を記載しております。

まず、個人所得課税については、各種の所得控除の見直し、税率構造の改革、給付付き税額控除の検討、金融所得課税の一体化を整理の方向性としてお示しております。

この中で「◎」と書いてあるのは、23 年度税制改正大綱及び法案におきまして、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項が含まれているという項目でございます。

3 ページの法人課税については、課税ベースの拡大等と併せた法人実効税率の引下げを整理の方向性としてお示しをいたしております。

4 ページの消費税以外の消費課税については、エネルギー起源 CO2 が排出抑制等を図るための税の導入、地球温暖化対策のための地方公共団体の財源確保の仕組みの検討、車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向での見直しの検討を整理の方向性としてお示しをいたしております。

5 ページの資産課税については、相続税の課税ベース、税率構造の見直しによる負担の適正化、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮した贈与税の軽減を整理の方向性としてお示しをいたしております。

6 ページの地方税制に関する部分については、税調とは別途の場において地方団体からの意見聴取の結果を踏まえ、社会保障改革との関係と併せて成案決定過程で検討がなされていることとなっておりますので、ペンディングとさせていただきます。

ここで一旦区切って、これまでの論点について討議を行いたいと思いますが、初めに近藤環境副大臣より資料の提出がございましたので、近藤副大臣より御説明をお願いいたします。

○松下経済産業副大臣

まだ見えていません。

○五十嵐財務副大臣

失礼いたしました。

それでは、近藤副大臣の御説明は後にして、今までのところで既にこのメンバーにおける税調におきまして、一定の積み重ねの議論がなされてきたところではございますけれども、御意見、御質問等あれば自由にどうぞ。

池口国土交通副大臣、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

まず、論点整理をしていただいたことに感謝を申し上げます。

その上で今まで個別の案件については言っていなかったもので、前回経産省さん

から個別の案件が言われてしまいましたし、今日も環境省さんが言われるということですので、国交省としても個別の案件について少し説明をするペーパーを作りました。

見ていただければわかるんですけども、四角で書いてある部分がポイントでございます。消費税については「消費税率の引上げに際しては、各論である軽減税率の導入など、国民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな配慮が必要」ということ。

軽減税率の導入ということ言えば「住宅や公共交通、宿泊サービスについては、軽減税率を導入することが必要」ということです。

二重課税については「自動車取得税、印紙税、その他不動産流通課税については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべき」ということ。

大きな2点目の自動車の車体課税の抜本の見直しについては「平成23年度税制改正大綱に沿った抜本の見直しが必要である」という提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

池口副大臣からペーパーが出されておりますので、御手元に配付しております。今、御説明いただきましたが、その部分についてはほとんど消費税に関係することですので、後半でまた御議論をいただきたいと思います。

○池口国土交通副大臣

お願いします。

○五十嵐財務副大臣

では、松下経済産業副大臣どうぞ。

○松下経済産業副大臣

法人課税について捉えていただいて記述いただいたこと、感謝しております。

その上でなお前日も申し上げましたように、今回の震災を含めて大変企業が苦境に立っておりまして、海外に脱出していくということが一層進んでいくように心配しておりまして、是非とも5%引下げは第一歩だと考えておりますので、税率を主要国並みに段階的に引き下げていくことが大事だと明記していただきたいと思います。

我が国の今後に関わる企業の脱出、これを本当に心配しておりますので、是非ともよろしくお願いします。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ、平岡総務副大臣。

○平岡総務副大臣

税制抜本改革に係る論点整理ということで、どこからどこまでがカバーされているのか私もよくわからないところがあるのでございますけれども、例えば相続税のところは、平成 23 年度税制改正を検討する際にも、事業承継税制の見直しということを私としても提起しておって、23 年度の方はいろいろこういうのがあるので、これは待ってくれと。その代わり次にはもう少し抜本的にやるんだという経緯があるけれども、今回この文章の中では論点整理の内容としては、特に書かれていないという感じがするんですが、その辺はどういう整理になっているのか。整理の仕方が悪いのなら、ちゃんと入れてほしいと思います。

それから、消費税以外の消費課税のところ、国際連帯税の話がかなり党レベルでも議論がされ、超党派的にもいろいろ取組みがされているという中において、最終的にどう整理されるかは別としても、ちゃんとした検討をするということは、メッセージとしては、私はあつてしかるべきではないかと思うので、それはまた改めて提案させていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

受け止めさせていただきます。

○小宮山厚生労働副大臣

今の関連でもあるんですが、今回の「税制抜本改革に係る論点整理」という、これは今、社会保障改革と税の一体改革について短い時間ながら、税の専門組織であるここで結論を出しましょうということですね。

今の平岡さんの御意見とも関わるんですけども、税制改正 23 年度で私どもが昨年まとめたことで、それが実現していないわけだが、ここに挙げたものが今回の社会保障と税の一体改革の中の柱になるものということで、他にも五十嵐さん御指摘の第 3 号被保険者と一緒に、配偶者控除の廃止とか全体の見直しをすべきことというのほかにありますね。

だから、消費税が論点だということはわかるんですけども、その他にここへ挙げられたこの趣旨はどういうことなのかを伺わせてください。

○五十嵐財務副大臣

これは社会保障と税の一体改革という成案の第 4 章の部分、これからの抜本改革の方向性という部分の文章をこれから作ります。その文章の中に織り込むべき内容です。

まさに今、平岡さんがおっしゃったような事業承継税制について、これは検討項目、これからやるべき方向性として入れましょうということになれば、それが入っていく。国際連帯税も抜けているから入れましょうということになれば、それが文章化されて出てくる。いわゆる最後の成案の一部になってまいります。

それと別ではないんですが、第 3 章部分として、社会保障財源の部分についてはたたき台が出ているものを修正するなり、そのままでやるなり決定をしていた

だくという形になっております。

ですから、この間お示しをしてあります社会保障改革案の中でも言わば「注」としか書いていない、9ページのIVのところ、ここにそっくりそのまま、この結論、今、言っている内容が当てはめられる。

そこは起草委員会を作って、文案を作って皆さんの御了承をいただいて、ここへ当てはめるべき文章でこれから税調として、こういう方向性で検討していきま

すという内容が入るという意味でございます。

○逢坂総務大臣政務官

税調の場で発言すべきかどうかというのは、ちょっと思い悩む部分ではあるんですが、これを改めて冷静に社会保障改革案を読ませていただいて、消費税を上げる、上げないというところは、政治的に大きな争点になることは事実でありますけれども、もう一つ、私が率直に感じたのは、障害者政策についての言及がないということです。高齢者3経費と少子化ということで、勿論、国費は障害者は別途充てればよいということもあるのかもしれませんが、ここを読みますと、今後はその全額の用途をと、その全額の用途というのは消費税収中、国・地方を含めての税額の用途を制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付費、並びに少子化に対処するための政策に要する費用に充てるとされているわけですね。となりますと、地方に渡っている消費税は、これは障害者経費にも充てられているわけですので、そこが全く飛んでしまっているわけです。果たしてこういうものを発表して、政治的にもつのかどうかというのは、私は非常に危惧をしております。

これは、税調の議論なのか社会保障全体の中で議論すべきなのか、わかりませんが、問題意識として一点、これは政治的に相当厳しいと感じています。もし私の認識が違っていけば、いや、そうじゃないんだ逢坂さんと教えていただきたい。

もう一点、これは今後の論点になることでありまして、平成20年に導入された地方法人特別税の扱いをどうするかということでもあります。

これは、当時導入された暫定法において、附則の中で税制の抜本改革において偏在性の小さな税体系の構築が行われるまでの間の措置として、いわゆる地方法人特別税を導入するとされているわけでもあります。

このとき、消費税1%分に相当する2.6兆円に着目をして、地方税の法人事業税を国税に振り替えて、それを税の偏在化を是正する目的で地方に再配分しているわけがあります。このことが、当時の法の中、20年の法ですけれども、それに書かれている。この扱いをどうするのかということが、非常に大きな問題になるのではないかと思います。

現に6月8日に東京都知事の方からも、この地方法人特別税を撤廃すべしというようなことが発信されているということも踏まえて、この問題は今後の大きな論点として捉えざるを得ないだろうと思います。

以上、2点でございます。

特に前段の方は、私の勘違いであるならば、御示唆いただきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

後段のことについては、地方法人課税の見直しという項目が論点整理の中に入っておりますので、その中でどういう言及をするかということは今後検討していきたいということだと思えます。

前半については、社会保障改革担当室の方から、お願いします。

○伊奈川内閣官房参事官

内閣官房参事官の伊奈川でございます。

障害の関係につきましては、御手元でございます社会保障改革案の中で、全く言及してないわけではございませんで、こちらの資料の別紙1、社会保障改革の具体策、工程及び費用試算という6ページに、1～4以外の充実・重点化・効率化項目ということで、障害者施策については言及をしております。

ここの工程でございますように、障害者施策につきましては、現在、本部を設置して、障害者総合福祉法の提出に向けて、別途検討が進んでいるということでございますので、そちらの対応を待つということで、この中では整理をさせていただいております。

○五十嵐財務副大臣

亀井先生、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

関連です。その点について、集中検討会議で国民新党からの提言の中で、まさに同じ質問をいたしました。そして、私たちが聞いていることは、障害者福祉法という法律を24年度に出すために議論をほかの場でしているので、今回の対象とはしていないということで、少なくとも集中検討会議で障害者について議論されたことは一度もありません。

今回、この社会保障の中にどこまで含めるかという中に、高齢者3経費プラス、もし税金を上げるのに高齢者だけにお金を使うということでは、若者は納得しないから少子化も入れてくださいということで、少子化・子育てまでは入れたんです。そのほかに、その他というのがあって、そこに障害者は入っていますと言われましたけれども、その部分について一切議論はされてきませんでした。それが私の感想です。

○逢坂総務大臣政務官

私の指摘は、ここに障害者というふうに言及しているということではなくて、この書きぶりが地方の財源が、要するに消費税を原資にしている地方の財源を、いわゆる社会保障4経費に充てるとされているものですから、今まで障害者に充てていたものは充ててはいけないんですねと読めるわけです。そうすると、これは政治的にとって大きな判断なので、相当厳しいですよと言わざるを得ない。地方のベースでは、

これは私の記憶ですけれども、障害に地方単独事業など、あるいは国費の裏財源として多分1兆円近く使っているはずですから、それを使ってはいけないということになると、これは政治的に大丈夫ですかということを私は言いたいです。

○五十嵐財務副大臣

国と地方の話に入っておりますが、これは次の。

○逢坂総務大臣政務官

国と地方の話ではないんです。政治的に大丈夫ですかというメッセージを出しておくことが必要だと。

○五十嵐財務副大臣

そこまで行くとそれは、漠として議論するのにはいい話ですけれども、ここでという話にはならない。

どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

今の文章で、その用途を云々と、施策に要する費用ということで、その他というお話もありましたが、前回もお話したんですが、障害者のこともありますが、一気にその後就労ということではなくて、教育の格差ということも将来的にはあるわけです。ですから、将来的にはという中で、全世代対応型ということについて、しっかり議論をする。そういうニュアンスのことをしっかり文章に入れていただきたいと思います。単にその他ということではなくて。

○五十嵐財務副大臣

小沢座長、どうぞ。

○小沢民主党税制改正PT座長

私はどちらかという国と地方の話を言いたかったんですけれども、それはまた別途議論するタイミングはあるんですか。

○五十嵐財務副大臣

要するに消費税の話は、これから。今、一旦、消費税を除く個別税目について。

どうぞ。

○小沢民主党税制改正PT座長

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

私は企画委員会に出ていたので、今、国際連帯税の話を聞いて、ちょっと気が付いたので、これは専門家委員会にお任せした方がいいのか。あるいはこれから中長期的に税調の中に小委員会を作ったらいいのか、実は武富士の何千億円という還付、過払金のものがありましたね。それで問題なのは、アメリカのようにアメリカの国内でカ

ードを持った人間が、仕組みとして世界的に全部税を取っていけるんです。日本の場合には、日本で作り上げた付加価値が海外に何らかの形で出てしまうと取れない仕組みになってしまっている。そうすると、国際的な所得課税の及ぶ範囲をある意味では転換しなければいけないのではないかというふうに、これはもしかしたら主税局長に後で教えてほしいんですが、そういう意味で言うと、これからグローバル化して、確か海外との情報連携に関する条約に入るとか、新聞でちょっと記事を読んだんですが、これからの時代の所得課税等は、相当そういう海外にお金が出ていくことをどのように阻止していくのか。これは、非常に高額の所得をお持ちの方が、かなりそういった点をうまく活用されている事例が、あの武富士の相続税の問題ではなかったかと思うので、そこら辺も、今すぐではありませんが、是非1つの大きなお金の把握の問題ですね。これは番号のことも絡んでくると思うので、是非検討の中に1項目加えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○末松内閣府副大臣

平岡さんに関連してなんですけれども、相続税と贈与税の関係で、要は世代間の資金をお年寄りから若者に流せというラインで、この関係で資産課税についての議論が書かれていますけれども、私は今の財務省の案だと、これは不十分だと思っていて、例えば今、1,500兆円あると言われる個人金融資産、これの大体6割～8割近くが60歳以上の方が持っている。そういう持っている方の特徴は、本当に消費をしない人達だと。そういう方々が持っていて、では銀行とか証券会社とか派遣会社に預けてどうなるかという、国債を買うか海外に金利で金が流れるか。結局、国内に投資が回らない、消費に回らない、ここが問題だということなので、ここを大胆にお年寄りの資産から若者に、本当に2割とか3割ぐらいの中でひしめき合って、若者、60歳以下の方々が、もっともっと消費力をアップする。消費力がアップされれば、消費税も上げれば非常に大きな効果になるという観点から、例えば相続税は数年後に最高税率も上げますというどんどん上げていく方向。

一方、贈与税は課税最低限を本当に上げてまして、例えば何千万円とか、1億円とか、そういうところだったら無税ですよ。そういう形でどんどん資金を若い方にやって、それで本当に消費の需要がある方々に使ってもらう。こういうことを是非考えていただきたいということで、意見として申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

先ほど整理などで申し上げかけたんですけれども、やはり控除と手当とか、働き方

の公平ということで、M字型カーブのところでも言っていましたけれども、結局、今回も、五十嵐さんもさんざんおっしゃった年金の3号被保険者の問題と、この税調でさしかけになっている配偶者控除の話と、今度、パートなどへの社会保険の拡大、そういうことを全部合わせ技で、セットにして控除から手当とか、控除から働き方の公平とか、これはすごく大事な柱だと思うので、何らかの形で私は触れておいていただいた方がいいかなと思います。

○五十嵐財務副大臣

ひとまず、今までのところはここまでとさせていただきますと思います。

そして肝心の消費税に関する論点整理の方に移らせていただきたいんですが、長い水色のA3の紙がございます。ここに消費税についての論点整理が書かれておりまして、今般の議論の中で提起された論点のうち、消費税収の使途、区分経理、消費税率、国・地方の配分については、税制だけではなく社会保障改革に関する議論と一体的に考えなければいけないという論点でありますので、左から2番目の欄に記した社会保障改革案の第3章、第5章に示された考え方について、税調としては対応について意見集約を図る必要があります。たたき台が書いてあります。

一方、いわゆる逆進性対策や課税の適正化等といった、主として税制に関連した論点については、社会保障改革案に記載がありませんので、今回、論点として御提起があったことを踏まえまして、税調として改革の方向性を議論、決定し、成案の第4章部分を置き換える形でそこに入れていくことになります。

最後に一番右の欄に、成案決定後、法案策定までに税調等で検討する制度の詳細設計に関わる事項を記載しております。今回の一体改革の成案に向けた審議では、税制抜本改革に関する大枠について皆さんの御意見を集約することに主眼を置いております。したがって、一昨日の議論でも申し上げましたとおり、個別間接税との関係や制度の詳細設計に関わる部分につきましては、一体改革成案決定後引き続き税制調査会において審議を行い、法案策定までに決定していくという手順になります。

そこで、次に社会保障の安定財源確保に関する議論を深めるために、主要税目の特徴などに関する資料をまとめました。簡単に尾立政務官から御説明をいただきたいと思います。

○尾立財務大臣政務官

これまで2回の社会保障改革案についての御審議の中で、社会保障の安定財源として消費税しかないのかと、逆に言うと消費税のほかに他の税目でも検討すべきではないかという問題意識も示されましたので、議論を深めるために皆様方の御手元に「(参考資料) 主要税目の特徴」という横紙がございますので、簡単に御説明をさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

1 ページ、主要税目の税収規模と特徴をまとめさせていただきます。税調の皆さんですので余りるる説明はいたしません、ポイントだけお話をさせていただきます。

ますと、所得税に関しては、担税力に応じて累進的に負担が増加し、その負担は主として勤労世代が負うことというのが特徴かと思えます。

消費税については、特定の者へ負担が集中せず、また安定的な財源ですが、逆進的と指摘されておるところでございます。

相続税は一部の資産家、富裕層に負担を求めるということでございます。

次は主要税目の税収の2ページ、ここでお気づきのことは、主要税目の種類によって、振れのあるものとそうでないものがあるということでございます。これは経済動向に関連してこういう振れが出てくるということでございます。

3～5ページは所得税なんですが、5ページ目を御説明させていただきたいと思えます。これは所得税の税率区分が40%最高税率から5%最低という区分に分かれておりますけれども、例えば仮に最高税率の40%の税率ブラケットのところを1%引き上げた場合にどのぐらいの税収増がもたらされるかということがございますが、右を見ていただくと、約350億円の増収ということになります。

一方、一番下、5%のブラケットを1%引き上げた場合には、約6,200億円税収増が図られるということでございます。

6ページ、7ページは消費税のこれまでの動向でございますので、割愛をさせていただきます。

8ページ、9ページは法人税、10ページは相続税等でございますが、時間も限られておりますのでこのポイントだけに絞らせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。先ほど申し述べましたけれども、池口副大臣からペーパーが出されておりました、先ほど簡単に御説明がありました。このほかに税と保険料の関係について議論がございましたので、関連資料も御手元に配付させていただきましたので、社会保障に係る費用の負担の見通しと参考にしていただければと思います。

池口さんの方から更に何か付け加えることがあったら。

○池口国土交通副大臣

ペーパーで出しましたので、これを見てもらえれば。

○五十嵐財務副大臣

小沢さん、どうぞ。

○小沢民主党税制改正PT座長

民主党の税制改正PTの意見並びに私の意見も織り交ぜて3点申し上げたいと思えます。

まず第1点は、今の尾立さんの説明にあった話であります、社会保障の財源という議論をするんだらうなと思っていただければ、そういう議論が一切なしでアウトプットとして、いわゆる提言として消費税の話しか書いていないという話が党のPTの中では大変大きな不満になっているわけです。勿論、党の方でも中間報告で消費税が極めて

重要だという視点は出しておりますから、そういう意識はみんな持ってはいるんですけども、もう決め打ちで、なぜこういう書き方になるのかという話ですから、まさに今のような話を第一段階にしてもらって、我々の方もそういう受け止めも一回一旦あって消費税という話であればかなり納得感があると思うんですけども、この出方がそういう出方になっていなかったものですから、PTの中からはかなり異論が出ているというところがまず1点です。

消費税は大変重要な税目であるということを掲げはしましたけれども、そもそも消費税は反対だという人たちが結構いっぱいいて、そのいっぱいいる人たちの中ではいろんな意見があるんですけども、総じて言えば、デフレで景気が非常に悪いと、まさに震災だというときにそういう話を導入していいのかという議論です。そこをある意味では裏付けるような話として、附則104条のところには、景気の回復を待つという記載がわざわざ書いてあるではないかという話なので、税目として消費税というのを決めるにしても、タイミング論というのはきっとあるねと、そういう話が多分2つ目の話としてある。

先ほど地方税との関係という話であります、ここに関してはある意味では地方に回さないという書きぶりになっているというのが受け止めでございます、昨日、与謝野大臣が来たときにもそういう意見があり、与謝野大臣としては地方の方はプライマリーバランスが黒なのだからいいではないかというお話を御説明になっておりましたけれども、そんなことはあくまでも制度的にそうなのだから地方は苦勞しているんだとか、わんわん意見が出て不満があった。今日は、地方3団体の皆さんに来てもらってお話を伺いましたが、その中からは全く地方の意見を反映してもらえていないという意見があって、党のPTの出席メンバーからそのとおりだという大合唱になっているという状況です。

以上、3点申し上げておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

それでは、今、御下問ございました3点のうちの104条の関係を少し説明させていただきたいと思います。これまでの政府の立場としては、税制抜本改革の法案の提出義務が23年度末、24年3月末ということでございまして、消費税の実施については、今おっしゃったように経済状況を見極めてということで整理しておりますので、そこは是非御理解をいただきたいと思っております。

○小沢民主党税制改正PT座長

明快にしておいた方がいいと思います。

○五十嵐財務副大臣

亀井さん、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

104 条の附則の話が出たので私も確認したいと思います。私もずっと集中検討会議から出てきて議論が足りないと思っています。特に税率について細かく議論したことは一度もありません。確かに地方の声も全然聞いておりませんし、その中でなぜこれだけ急ぐのかということはかなり詰めたことがあります。政府側からの回答は、まず6月中に決めなければいけないのは、12月に閣議決定をしたからだということでした。

次に言われたことは、特にこれは与謝野大臣の見解ですけれども、まさに104条の附則があって、この6月に、今月決めないと間に合わない。21年度の段階で消費税を上げるという方向で法律を通しているのだから、このタイミングで決めないと法律違反である。国会が法律違反を犯すわけにはいかないから、消費税は上げると決めなければいけないというのが与謝野大臣の見解でした。

私はその見解は違うと思いました。消費税等と書いてある。ですから、消費税だけの話ではなくて、税制の抜本改革の話であるということが1点。104条の附則は何回も読んでいるんですけども、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組みにより経済状況を好転させることを前提としたと確かにわざわざ書かれていますから、景気回復はしていないのに消費税を上げるというところだけが法律として生きているということはある得ないと思うんです。このことに関して、財務省の見解を伺いたいです。財務省側からは、もう上げると決めて法律を出さなければ国会が法律違反を犯すぐらいのことを言われるわけですけども、そういう御見解でしょうか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

繰り返しになりますが、まず104条との関係では、消費税を含む税制抜本改革に関する法案を国会に24年3月末までに出さなければ法律違反になるということでございます。

ただ、税制抜本改革の実施時期についてどうかということについては、その法案の中でどのように書き込むかは、それこそこれから税調の中で議論をしていく課題だと思っています。

○亀井国民新党政調会長

更に質問いたします。では、その税制改正法案の中で消費税を書き込まなければいけない、それは21年の自民党政権のときに決めていました。その消費税について書き込むときに必ず上げるという方向で書き込まなければいけないということを21年に決めているから、今さらそれはひっくり返せない、そういう理論ですか。

○尾立財務大臣政務官

税制の抜本改革ということですので、上げる、そのまま、下げるということが多分3つあるかと思うんです。

○亀井国民新党政調会長

では、3通りあるということによろしいですね。

○尾立財務大臣政務官

理論的にはあると思います。

○逢坂総務大臣政務官

今、小沢鋭仁党のPT座長から話がありました国と地方の赤字の関係だけ若干説明をしておきたいのですが、国と地方の財政の基本的ルールが違っていています。違っている大きな1つは何かというと、国と同じように地方は赤字地方債を発行できないということであり、地方の側も確かに近年臨時財政対策債ということで赤字地方債見合いのものは発行できることになってはいますが、国のように自分自らが赤字国債の額を決めて、予算の足りない分をそれで補うという制度になっていないということなんです。

もっと平たく言うならば、確保された歳入の範囲でしか歳出を組めないというのが地方財政の原則です。そうなれば、赤字は出ないんです。決算上赤字が出ることもあっても当初予算で赤字を見込んだ予算というのは組めないのが大きなルールでありますので、当然地方はプライマリーバランスが黒の側にずれがちだというのは当然のことです。

その際、地方は今、何をして頑張っているかということ、予算の総額を減らすということで頑張っているわけであり、今、手元にデータはありませんけれども、多分、ここ10年か15年の間に地方の予算総額は10兆以上一般会計ベースで減っているはずであります。そのことによって赤字を回避しているということでもありますので、先ほどの小沢座長の言葉を借りると、地方が黒だから財源は渡さないというその黒だというところの認識が違っているということは御理解いただきたいと思います。

○小沢民主党税制改正PT座長

与謝野さんの認識です。

○逢坂総務大臣政務官

すみません。

○五十嵐財務副大臣

小宮山さん、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

先ほど亀井さんの質問に対して尾立さんが、上げる、そのまま、下げると言われたけれども、それは幾らなんでも現状からしてあり得ない答弁ではないかと思うんです。というのは、先ほどから言っているように、社会保障をこれだけ上げるだからという説明をきちんとして納得を得た上で、だれもこれは下げてできるなどと思っていないわけですから、上げる場合には時期の問題とか上げ幅の問題とか、低所得者はどうするかとか、地方とどうするかという論点を絞っていかないと、いつまでもそういう曖

味なことを言っていると、ここはガス抜きに使われているのではないかとみんなが不満を持ってしまうことになるのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

おっしゃるとおりです。要するにもう既に今の社会保障の水準というのは穴が開いているんです。財源は将来世代から借りてくることになっている。これは早急にやらなければいけない。大体 2.5 兆円の国庫負担 2 分の 1 への引上げ分、埋蔵金等で臨時で埋めてきて法律を守っていないから 104 条というのが出てきたのであって、これは恒久財源を見つけなければ永遠に後世代の税金で賄うということになってしまう。これは決着を付けなければいけないし、来年度予算という面でも、もう概算要求基準を作らなければいけない時期になってきている。そうすると、通常では 6 月中に骨太の方針なりそれに近いものを出されて、それに基づいて概算要求基準が作られ、そして概算要求が 8 月末までに出されるという仕組みになっておりますので、そのことから考えると早めに大きな方向性は定めておかないと、来年度予算編成そのものがスタートできないということになるんだらうと思います。

そういう意味では、6 月末というのは漠然として置かれた期限ではないとは思っております。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

概算要求の観点から、6 月中という話は十分わかるんですけども、さっきも言ったように、やり方が余りにも唐突にまず消費税がぽっと出てきて、2015 年までに 10% みたいな話が出てきたわけですね。これはいわゆる社会保障の在るべき姿を示しながら、そのときにはどのくらい必要なかねという話が出るものだと思っていたらば、もう消費税とびしっと税目が決まって、15 年までに 10% までと段階的にとか書いてあるけれども、余りにもそれが露骨なんです。何でこんなに下手なんだらうと私は思っていて、党の方で私は責任を持って出ささせていただいた財源論のところは、皆さん読んでいただいているかもしれませんが、先進国並みに国民負担率を上げると書いてあるんです。

さっきの五十嵐副大臣の言葉で、概算要求の話は大事だという話はわかるんですけども、そのときに細かい税目までびしっと決まっていなくたっていいのではないですか。ですから、ある程度の負担が必要だというのは皆わかっているわけだし、そのときに消費税は中心的な税になるというのもわかっている。そこまでわかっているんだけれども、そうは言ったって、最初からばんと出されたら、みんな、カチンと来ますという話だと思います。

○五十嵐財務副大臣

亀井さん、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

五十嵐副大臣は非常に大事なことというか、なるほどということをおっしゃいまし

たけれども、つまりさっきおっしゃったことというのは、6月が締め切りだと。それで穴埋めをしないと12月の予算編成のときに間に合わないから、今、6月に決めなければいけないんだということをおっしゃいました。ということは、今ここで消費税を上げるということを決めて、この12月には上げる方向で法律を出します、来年から出しますとおっしゃっているような。

○五十嵐財務副大臣

そうではないです。要するに大枠として、それは社会保険料でも何でもいいんですけども、社会保障の財源が確保される、あるいは今、穴が空いている部分が確保されるということであれば、これは国債でも何でもつなげるんですが、それなしには予算は組めないということなんです。それは別に消費税に限りません。ただ、消費税をあてにしないと、ほかの税目では、余りどうも行きませんねという話も先ほど尾立さんからさせていただいたわけです。

消費税でないと効率的になかなか、あるいは公平感をもって穴埋めができないということはありますが、それは別の過程として、ほかのもので、あるいは節約で埋めるでもいいんですけども、ともかくそういう見通しがなければ、予算編成そのものができないということで、その担保さえあれば、それは実は禁じ手である定率繰入れの停止でも何でも野党の一部の皆さんが言っている方法でも、何でも後での担保がきちんとあれば、それはやりくりのしようがあると思うんですが、何にもなしで予算編成をこれ以上することができない。つまり、我が国の実は財政に対する大きな疑問符が国際上も出てしまうから、国際のマーケット上も、我が国初の本当にこれは脅しでも何でもなくて、大変な事態が起きる可能性もあることを危惧をしているということでございまして、すぐに上げるということとは違うということです。実施はまた別の判断があると思います。

○末松内閣府副大臣

私も集中検討会議に出ていて、こういうのはルール違反なのかもしれません。社会保障の財源を賄うということで、多分厚労省の方に聞いた方がいいのかもしれませんが、この社会保障の財源を賄うんだったら今度は保険料を上げるとか、今日も企業サイドから出たんですが、そうすると企業の負担が上がってまた大変だという話で、そういうことはないでしょうねという話なんですが、こういう検討はなされたのかどうかだけでも、ここでは確認の立場はちょっと違うね。

○小宮山厚生労働副大臣

説明をしているでしょう。

○末松内閣府副大臣

すみません。私はいなかったから、そうかもしれない。

○五十嵐財務副大臣

一応、相似形の話はあったわけですけども、もう一度すみません。

○伊奈川内閣官房参事官

繰り返しになりますけれども、御手元にございます 1 枚紙の社会保障に関わる費用の負担の見通しという資料で御説明いたします。

この間の議論でございましたけれども、社会保障の給付、負担というのは、負担よりは分かち合いだといったような御議論もございました。まさに現在の社会保障全体を 2011 年でトータル 99.6 兆円の規模となっておりますけれども、60 兆円弱が保険料、公費が 40 兆円ということがございます。

これが 2015 年になりますと改革前、と言いますのは現状のまま行った場合ということでございますけれども、保険料で 67.3 兆円、公費で 45.1 兆円。そして、改革をした場合は今回別途お示ししていますように、公費も増えますけれども、保険料の方も相似形で増えていくということがございます。

社会保障の規模として一番大きい部分が医療、年金、介護といったところでございます。こういったものは公費の割合は一定割合となっておりますので、言い換えますと、残りの部分は保険料で賄っているということでありますから、全体の規模が膨らめば公費も膨らみますけれども、保険料も膨らんでいくといった構造がここら辺に反映されているとお考えいただければと思います。

○末松内閣府副大臣

保険料率は変えない前提でやると、こういうふうな形の膨らみが起こるという話なんですしょう。

○伊奈川内閣官房参事官

これはマクロで示しておりますけれども、保険料率は結局全体にかかる費用。これを被用者の場合ですと、全体の標準報酬のトータルでみんなでシェアするという構造になっておりますので、賃金が仮に伸びていけば、保険料率は余り上がらない場合もあるかもしれませんが、もしそういった前提でない賃金等も大体経済とパラレルに伸びていくと考えた場合は、給付が増える場合は保険料率も上がっていくということになるかと思えます。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

1 点、保険料についてですけれども、段階的にずっとこれまで上げてきていますね。その話をしていただきたいのと、この図を見ると、保険料は被保険者の方から真水で全部入ってきているという理解かと思えますが、これはあたかも公費で賄われているように見えますが、この 40 兆円にはまさに借金で穴埋めをしてきている部分があるわけでしょう。その辺もきちんと言わないと、公費で負担をしていけばいいということでも、実はそれは負担し切れていないということを説明してもらえますか。

○伊奈川大臣官房参事官

保険料率について言いますと、今回、今までの制度を前提にいたしますと、例えば年金について言いますと、厚生年金で毎年0.354%ずつ上がっていくといったような前提になっております。医療保険に関して言いますと、これは長期の保険ではなくて短期の保険でございますので、そのときにかかる医療費、それを負担する報酬がどのくらいあるかということの関係で、保険料率は決まってくるということでございます。

したがいまして、もう少しわかりやすく言いますと、医療費が仮に変わらなかったとしても、賃金が下がっていくような状態でございますと、保険料率は上がるといったような構造になっているということでございます。

公費はおっしゃるとおりでございます。公費としてどのくらいかかるかという推計でございましたので、実際にそれをファイナンスをするという点から言いますと、当然ながら穴が空いている状態であると。何もしなければ穴が空いたままであるということでございます。

○五十嵐財務副大臣

平野さん、どうぞ。

○平野内閣府副大臣

この問題をわかりづらくしているのは、社会保障の財源という問題と銘を打っているながら、実は財政再建という問題なんです。それがこのペーパーの議論をするところにはどこにも出てこないんです。この問題の背景にあるという根本の議論は、今の日本の財政構造がどういう構造になっているか。これは先般も申し上げたとおりですが、この問題をどういうふうに危機と捉えるかどうか、ということなんだろうと思います。

私は前から消費税をやるときに、社会保障の財源にするからといった方が他方は国民受けするからという論法には今さら言及しませんが、余り賛成ではなかったんです。これはあくまで基本的に財政という問題をストレートに捉えていかないと、今のここの議論の中でも社会保障という財源の確保の問題と、再生上の債権上財政の危機の問題がごちゃごちゃになって議論をされています。けれども、この岩盤にあるのは何かと言いますと、この公費の部分については実は税という問題の中では賄い切れていなくて、背景にあるのは赤字国債をどんどん出しながら、これでもたせているということが問題なんです。そこの部分がよく意識してやらないと、議論がまとまりにくいのかなと思います。

ただ、そのときに一番御苦勞をされるのは、多分、党だと思います。ここでは要するにいろいろな予算をやりながら、財政の問題とか、がちゃがちゃやりながらやっていますし、ある程度のことはあうんの呼吸でやれるところがあるんですけども、私は別にいい知恵があるわけではないんですけども、この党の部分については、ある程度ストレートに話をしていかないと、ストレートという意味においては基本的には財政の問題ということの中で議論を進めていかないと、何で消費税だということについては、問題意識と目指そうとしている中のクロスができないのではないかとこのこ

とを危惧します。あくまでも今、議論をしているのは財源の問題だけれども、背景にあるのは消費税でも何でもいいんですよ。所得税でもいいんです。とにかく財政の問題があって、財政が崩れてしまえば社会保障制度も崩れるんだという中での立て付けだということで議論を進めていく必要があるのではないかと改めて思います。

○五十嵐財務副大臣

そのとおりです。ですから、財政健全化との同時達成というのは目標なわけです。松下さん、どうぞ。

○松下経済産業副大臣

平野さんがいみじくも言われましたけれども、やはり基本的な土俵の理解をきちんと整理してもらいたいと思います。私は3回出たんですけども、前回のときに財務大臣ははっきりおっしゃいました。社会保障の改革をやると。それと財政改革もしていかなければいけないと。それを達成していくためにやるとおっしゃいましたから、そこははっきり理解をするなら理解をした上で、どういう形にするのかという説明ができるように、国民相手ですから、党も勿論大事ですけども、国民の代表としての党ですが、そこはわかりやすくきちんと整理して次回にやってもらわないと、我々は細かいいろいろなことも言いたいんですけども、進まないような気がして、行ったり来たり。前回のとき、東さんはお金を刷ったらどうかという議論までこういう時間にやるわけですよ。国民はみんな見えていますから、きちんとした議論をしてもらいたいと思います。

○平野内閣府副大臣

税社会保障整理と税の一体改革はそのとおりなんです。けれども、何で消費税の話例えば法律を出してやらなければいけないかなれば、財源は例えば今の段階だったら、赤字国債をやっていいわけですよ。赤字国債で駄目だというのは、なぜ駄目だと言ったら、財政再建なんです。一体改革とは言っているんですけども、根本にあるのは財政問題だということで、一体改革、一体改革と言うのは、私はどうも議論をオブラートに包み過ぎて、進もうとする意図があるのはいいんですけども、今ここまで要するに短期間である程度の議論をするということになったら、これは財政問題ですよということに対して、もう少し明確に意識しながらやる必要があるのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

平野先生に本当に御心配をいただいて、感謝を申し上げます。もう毎日つるし上げ状態に遭っておりますのでね。

ただ、現実問題として、今からそこへ戻っていくわけにはなかなかいかないですね。それと、何で社会保障と税の一体改革という話にしたかという話は、これは別に民主

覚で決めた話ではないんですけれども、私は2つあるんだろうと思っています。

一つは、いつも言っている、やはり税の使い方に関して国民がなかなか信頼感を持ってもらえない。だから、税金を上げるのはなかなか大変だ。だから、全部福祉で皆さんに返るんですという言い訳的な理由が1つ。

それから、本音で言うと、もう一つあるのは高齢化社会が進んでいて、だから、こうやってお金も増えているんですよ。年寄りにも税金を払ってもらわないと、とてももたないねという話なんだと私は思っているわけです。

だから、平たく言えば、そのためには社会保障の話をちゃんとやるから、年寄りも税金を払ってねということになってきているんだと思っています。それはそれで悪いことではないと思っています。しょうがないと私は思っているんですけれども、もっとうまくやれということなんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

多分、私だけが考えが違うんだと思いますけれども、国民新党を代表して来ますから、やはり財政のお話が出ましたが、財政の考え方、つまりどうやって財政再建をするかという、その方法論が違います。ずっと意見が違います。

それで、平野先生の意見は、平たく言えば、増税なくして財政再建なしなんです。だから、今、増税を決めなければいけない。それは消費税であるかもしれないし、ほかの所得税でも何でもいいけれども、とにかく増税をして財政再建をするのだというのは平野先生の考えであり、それが多分、民主党のお考えなんでしょう。ただ、中にいろんな方がいらっしゃるの私は存じておりますし、同じ考え方の人もたくさんおります。

それで、国民新党は一貫していまして、景気回復なくして財政再建なしなんです。ですから、景気回復をして税収を上げる政策をとらなければ、いよいよ社会保障の財源ももっと細りますということをずっと訴えているんです。そのことを初めに、この連立政権を組むときに確認をして、消費税は景気回復するまで上げませんという前提の下に連立を組んでいるので、ここは譲れないところです。それは発言をしておきます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○松下経済産業副大臣

亀井さんの意見もそうなんですけれども、やはりこれだけの歳出規模といいますか、1億2,000万人の人口を抱えて高齢化社会といったときに、基本的にお金が足りないんです。どの国で、この5%というものでずっと維持しているかというところの限界はあると思うんです。そもそも論になりますけれども、だから、ここは小沢先生、き

ちっと覚悟を決めてしなければいかぬと思います。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

私はいいですけれども、先生、国民新党では。

○松下経済産業副大臣

いや、いいんです。それぞれですから、私は構わないです。

○亀井国民新党政調会長

経産省ですからね。

○松下経済産業副大臣

3%のときには、山中先生は落選したんです。そして、竹下内閣は壊れたんです。そのぐらいの、税が上がるということは、国民が喜ぶはずではないんです。しかし、どうしても必要なんだということの説得ある力を持って、覚悟を決めてやらないと進まないんです。

ですから、根底は平野さんが言われたそこにあるんですけれども、経済成長もしなければいかんのです。だから、法人税引下げも必要だと言っているんですが、やはり、消費税増税の覚悟を決めるべきだ。何かいい具合のオブラートに包んだり、いいふうの説明できるようなふうにとすることはできません。びしっと覚悟を決めて、国民にもわかってもらう腹を決めたやり方をしていかないと出来上がらないんです。

○五十嵐財務副大臣

民主党及び税調的にはかなり議論を積み重ねてきてはいると思うんですが、さはさりながら、今日の意見はそう簡単にまとまりそうもないと思います。

そこで私、平たく御相談申し上げたいんですが、ここまで来ると一つは、例えばA案、B案の案文を作らせていただいて、案文を基に議論をさせていただくというのが一つです。例えば原案に対する意見集約について、改革の方向性についても案文を作らせていただいて、その案文を基に皆さんに議論をいただくというのが一つです。

もう一つは集約を、まだ案文を作るまでに至るべきではない、もう少し国と地方の協議の場を見ようとか、皆さんが納得するというより、皆さんの背後にいらっしゃる国民の皆さんに説明ができるように議論が必要だということもあると思いますので、例えば日曜日にでも徹底して時間をかけてやる。

あるいは国と地方の様子や党での状況を待ってから、もう一回、進め方を考えましょう。

今、3つぐらいの案があると思うんです。

どうぞ。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

それでは、質問なんですけれども、案文と五十嵐さんが言っているのは、ここを変える案文を作るといえることですか。

○五十嵐財務副大臣

ですから、要するにこの原文に対する税調としての受け止め方を集約する集約案を。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

そんなことをしていいんですか。いいでしたら、大いに賛成です。

○五十嵐財務副大臣

ですから、それはどうですか。1つは、その部分は消費税を入れるというのもあります。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

賛成です。

○五十嵐財務副大臣

2つ目は、改革の方向性についていろいろ論点を出されました。その論点を字に落としてみて、今、項目しか出ていません。その字に落としたものを見て判断をするというのは1つ、まだ早いというのであればそれは後回しにして、どういうやり方で、この税調を今後進めるかという、平場で恐縮ですけれども、あるいはそれとも、もう一度、企画委員会を開いて、進め方を考え直せというのもあると思いますが、今のままではそう簡単に集約に至らないと思いますので、御相談をさせていただきたいと思います。

○笹木文部科学副大臣

一度、作っていただいた方がいいのではないですか。話が進みやすいと思います。

○五十嵐財務副大臣

案文を作っていいですか。

○末松内閣府副大臣

私も、どちらにしても最後は案文になるんでしょう。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

仮に案文を作るという案が出たとしても、私はその案文を踏まえた議論をすっ飛ばすということではないと思いますので、だから、そのところは、もし、案文は案文として作るなら、それはそれでいいと思いますが、やはり肝心なのは、議論をして、お互いが意見が違って納得できるプロセスを共有できるかどうかだと思いますので、そこが非常に大事だと私は思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、会長、会長代行と相談をしながら、案文をどういうふうに作成し、提示するかというのを相談させていただいた上で、話が前へ進むようにやらせていただきたいと思います。

それでは、どうぞ。

○近藤環境副大臣

すみません、遅れて参りまして申し訳なかったんですが、資料を提出させていただいておりますので、30秒ほどだけ御時間をいただいで。

○五十嵐財務副大臣

失礼しました。

○近藤環境副大臣

いえ、すみません、こちらの方こそ。

「地球温暖化対策のための税」のことであります。単なる財源調達手段だけではなくて、震災後の節電対策・再生可能エネルギー推進、エコタウン建設等のニーズの高まりに応え、また、不要不急のエネルギー消費を抑えるために、更には御承知のとおり、年末にCOP17がございますので、ここでの交渉力確保のためにも大きな意義があり、予定どおりの実現は不可欠であると考えているということでもあります。

もう一点、「自動車関係諸税の見直しについて」ですが、現行の自動車重量税の税収の一部が大気汚染に係る公害認定患者に対する補償の財源となっている。この場でも何回かお話をさせていただきました。これは大気汚染への自動車の寄与を踏まえたものでありますので、今後もこの公害認定患者の方々が不安に思われぬよう、また、汚染者負担の原則を踏まえつつ、補償財源を確実に担保する仕組みを確保することが必要であるということを変更して訴えたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、篠原さんどうぞ。

○篠原農林水産副大臣

しばらく休んでおりました、失礼いたしました。

この後、食と農林漁業の再生実現会議がございます。それから、復興構想会議でも今の地球温暖化対策というのもあるんですが、菅総理がOECDの会合とかで発言されました自然エネルギーの問題がありまして、この税金を上げるということはそれはそれで地球温暖化対策のために必要なんだろうと思いますけれども、そのときに、自然エネルギー対策のための財源確保を是非お願いします。社会保障の議論ばかりですみませんけれども、近藤さんがおっしゃったので、言わせていただきました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。よろしいでしょうか。どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

この出された改革案、案文を変えるということですから、これ以上言う必要はないと思いつつも、冒頭に私が発言をした疑問についてはお答えをいただいでいないということで、疑問のままありますので、そこは後ほど、また整理をしていただきたいと思っております。私は、これは非常に政治的に大きな判断だと思っております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、次は案文を横に置いて議論をするということになりましたので、少し御時間をいただくこととなりますので、次回については、また別途、御案内を差し上げて、改めて御連絡するというようにさせていただきますと思います。

改革案をいじるということではないです。改革案についての、こちらの集約分をどうするかという話です。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

それは理解が違いましたね。そうですね。私はえらく大胆なことを言うと思っていましたから。

○亀井国民新党政調会長

わからなくなりましたけれども、改革案に関して、ここで議論をした、要するに議事録みたいなものという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

ですから、その改革案に対する税調としての意見案を作りますということで、それは1本の案になるかどうかはわかりません。あるいは例えばこういう案でどうですかという話になるかもしれませんが、一つはそういうことを元にした。

もう一つは、これはたたき台としての税制抜本改革の方向性の案です。それは作らせていただきます。

ですから、一つは第4章部分についての、今回のいろいろ御提言いただきました税目ごとの議論についてのたたき台の案を出させていただきますということです。

もう一つは、全体についての、一体改革のこの原案について、どう評価するか、どういうふうに、平たく言えば、うんと言うのか、直せと言うのかわかりませんが、そういう今までの議論をまとめた文章をとにかく作らせていただいて、それを元に話しましょうという話です。

もう一つは、大きな作業としては、先ほど言いましたように、第4章部分、各税目ごとのこれからの改革の方向性というのは、案がないと多分、全く議論できませんから、案を出させていただきますということです。

○逢坂総務大臣政務官

よろしいですか。私はにわかには理解できないんですけども、私の理解力がないからかもしれませんが、副大臣、いいですか。

○平野内閣府副大臣

論点を出すから、結果的にそれは修文を要求するような内容になるかもしれませんがね。ですから、あとは要するに第4章について具体の案を出すということです。

○五十嵐財務副大臣

そうです。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

だって、第4章はもともと穴が空いているんですよ。

○五十嵐財務副大臣

穴は空いているんです。

○小沢民主党税制改正 PT 座長

そこは埋めるというのは、当たり前の話なんです。

○五十嵐財務副大臣

ですから、穴が空いている分は文章をこちらで作ってくれということですから、それはやりましょうという話です。全体については、これを逐条的に手を入れるという話ではありませんという話です。

○亀井国民新党政調会長

どういうものが出てくるのか、それをベースにしないと議論もできないので、それは見てから意見を申し上げようと思えますけれども、この1つの、この税調に出された提案が作られるところも私は全部出ていますから、そこでも意見は申し上げていますし、今、取り上げ方としては、そこについての議論は税調ではする場ではないという理解でよろしいんですか。

○五十嵐財務副大臣

ですから、いわゆる社会保障の水準とかそういう話はやはり、もとの本部会議の方のmatterだと思います。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。